

第81回米子市農業委員会農地部会議事録

招集年月日 平成23年12月6日(火)

招集場所 米子市役所402会議室

会議 午後1時30分

出席委員 1番 竹谷 捷昭 2番 船岡 市秋 3番 松林 貢 4番 安田 浩 5番 精山 悦子 6番 尾坂 宣雄
7番 大太 年廣 8番 本池 操 9番 藤本 昌弘 10番 大縄 敬次 11番 遠藤 泰三 12番 田中正昭
13番 石橋 明広 14番 伊塚 定弘 15番 田邊 雄一 16番 高西 史郎 17番 松原 幹人(部会長)

欠席委員 なし

事務局 田村事務局長 大許農務係長 宅和主幹、道下主幹

日程

1 農地法各条申請地現地調査

2 部会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議事

(1) 農地法各条申請審議等

ア 第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第39号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第40号 農地転用事業計画変更申請に対する意見具申について

エ 第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

オ 第42号 米子市農用地利用集積計画の決定について

5 報告事項

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 県農業会議員の事務報告
- (7) その他

開 会 午後1時30分

(農地法各条申請地調査)

議長 (松原委員)

そういたしますと、第81回農地部会を開催いたします。最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

それでは、議席番号9番の藤本昌弘委員と議席番号10番の大縄敬次委員にお願いしたいと思います。また、本日の欠席者はありません。

そうしますと、審議に入ります。初めに3ページの議案第38号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。4ページ、番号40の彦名町について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (道下主幹)

番号40の彦名町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が規模拡大のため、自宅に隣接する農地を売買

により取得しようとするものです。取得後の経営面積は49aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員には現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

4番（安田委員）

いや、何もありません。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、何かご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可決定といたします。

続きまして、番号41、番号42の尾高について、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

一括して尾高について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が規模拡大のため自作地の隣接農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は65aとなります。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さん、現地調査をお願いしておりますが、地元委員さん何か報告がございますか。

6番（尾坂委員）

41番と42番の件ですが、譲受人が、規模拡大のため、自作地の隣接農地403㎡と540㎡を、希望によって売買で取得しようとするものです。この案件ですが、くぼが同じくぼの中に寄せ集めであるという隣接の農地でありまして、許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしくお願ひいたします。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

16番（高西委員）

これは、〇〇が本当か、〇〇が本当か。説明書が、〇〇になっているから。

事務局（道下主幹）

〇〇が本当です。

議長（松原委員）

ほかに何かありますか。異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号43の富益町について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号43の富益町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が自宅近くの農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は59aです。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

4番（安田委員）

現地に行ってみましたら、草が生えて荒れて、せいたかあわだち草が生えていたが、耕運して耕作できるようになっておりました。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、何かご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号44の淀江町西尾原について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号44 淀江町平岡・西尾原について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が、規模拡大のため農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は205aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

9番（藤本委員）

譲受人が、経営規模拡大のため、農地4,058㎡を売買により取得しようとするものです。これは、譲受人の希望で売買することになったものです。許可の要件については、問題ないとおもいますのでよろしくお願いします。尚、譲受人と譲渡人は、西尾原と平岡で違っていますが、これは同じ集落でございます。昔は、平岡は大和村で、西尾原は宇田川村で、道ひとつ隔てて、この集落は、昔の行政区が別れています。集落は、一つになっています。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、何かご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

そういたしますと、番号45について事務局説明をお願いいたします。

事務局（道下主幹）

番号45の青木について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人がこれまで借りて耕作してきた農地を贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は65aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

11番（遠藤委員）

45番の青木でございますが、地目は雑種地になっていますが、現況は畑ということで、野菜を作っておられます。以前から永江の〇〇さんが、借りて作っておられた。青木の〇〇さんは、高齢で、後継者もなく、田も2、3年前にすべて贈与で近くの人に処分された。このたびも、贈与という形で、現在作っておられる〇〇さんの方に譲り渡すという案件です。地元委員の江原さんからもよろしくということでした。

議長（松原委員）

ただ今、事務局と地元委員さんからの報告がございましたが、何かご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号46の河崎について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号46の河崎について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、規模拡大のため、農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は80aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

10番（大縄委員）

これは、山中委員さんの地域ですが、特に問題ありません。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号４７の両三柳について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号４７の両三柳について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、規模拡大のため、自宅に隣接する農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は４８aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

１０番（大縄委員）

事務局からの説明のとおりです。家のすぐ近くの東側ですので、今までも耕運なんかしておられたみたいですが。特に問題ありません。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号４８の日下について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

４８の日下について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

譲受人が規模拡大のため、自作地近くの農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は95aとなります。

提出書類に不備はありませんけれど、本件の関係で、今までに何回も出てきた譲渡人の方が〇〇さんという方で、現在米子のほうにいらっしゃらないので、農地の確認ということで現地を確認したところ日下の2番地と5番地が雑木というか灌木というか大きな木が生えていたので、このあたりをどうするのかと確認を取ったところ、所有者さんの方から一応来年の3月までには、木とか整理して、4月か5月には柿とかを植えたいということで書面を出していただき、正式に受理いたしました。ご審議よろしくをお願いします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

2番（船岡委員）

38番の件ですが、事務局がいま説明されたとおりで、私も現地に行って見たところ、一部山になっておりました。それで、3条でなくして非農地でもできるのでないかと思っていたら、本人さんから電話があり、こうこうで、今事務局が言われたとおり、果樹で柿、梅とかを植えたいので、3月までに整備して植えますということですので間違いありませんし、また、私もちゃんとチェックし、実行されなかったら言うようにしますのでよろしくお願いします。以上です。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、6ページの議案第39号をお願いいたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

7ページ、番号7の泉について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

6番（尾坂委員）

今日バスで見ていただきましたけれども、米子道ができて、分断されて不便になり、耕作ができなくなったところです。このたび、植林をして、ヒノキを植えたいという意向ですので、ご審議をよろしくお願いします。

議長（松原委員）

ただ今、番号7について地元委員から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

次に8ページ、議案第40号をお願いいたします。

農地転用事業計画変更申請に対する意見具申について、下記申請について、「農地法関係事務処理要領」（平成21年12月11日付け21経営第4608号農林水産省経営局長通知及び21農振第1599号農林水産省農村振興局長通知）の第4の7の（3）のオの（イ）の規定により、意見を具申したいので審議を求めます。

9ページ、番号2、番号3につきましては関連しますので、一括して地元委員から説明をお願いいたします。

3番（松林委員）

この地番は、今年の2月に転用許可を受けましたが、地盤が悪いということで、確認申請を取るときに、擁壁の強度とかが出てきて、市の方から建築確認の指導がありまして、工期の延長をせざるおえなくなった。工期の延長とそれに伴う工事用車両の進入路がしてありますので、その延長ということですので、よろしくお願いします。

16番（高西委員）

異議とかではないけれど、事務局、ように分からんと思うから、説明してくれ。

事務局（宅和主幹）

今回の事業計画の変更についての案件を出さしていただいたところですが、農地法ではきちっとこういう手続きをなささいというものは出ていませんが、国の指導として、農地転用が許可決定どおり、ことがうまく進まない場合に、次にどうしたらいいかということが国の通知でこまかく規定されておりまして、国の通知に従って、今回申請を出していただいて、審議しているところです。5条と同じ内容で審議いただいて、意見を付して県に進達する流れになっています。

16番（高西委員）

そんなことを聞いているのではない。第4の7の（3）のオの（イ）と書いてあるが、それはどんなことかと聞いている。

事務局（宅和主幹）

農地転用の許可後の転用事業の促進措置ということで、国のほうから求められております。転用許可どおりにきちんと施行されているかどうかを、きちんと見ていかなければならない。別のものになっていないとか求められている。その中で施行期間とかが許可申請の中に入っている。その期間に作業ができない場合、つきましては、工期さえ延長すれば許可目的が達成できる場合には、計画変更の申請を出すように指導されている。その内容でございます。あとは、工期の変更でなくて、許可の内容が別の件に変えたいという場合も、同じような申請、変更申請という形ですることができるようになっている。

16番（高西委員）

ひとつ聞いて見る。たとえば、農地に歯科医院を建てるといって、いつごろまでに建てるといって計画が出るわな。それがなんぼしたって建たない場合は、どうする。

事務局（宅和主幹）

工期までに建たない場合は、督促をして、見込みがないということだったら取消の可能性があるので、県に協議することになります。

15番（田邊委員）

これは、工期の延長だけで、再申請とかは、もういらぬの。

事務局（宅和主幹）

許可自体は出ていますので、計画変更の申請という形でもらっている。

15番（田邊委員）

工期を伸ばして、そのまま施行していいのだな。

議長（松原委員）

ほかに何か、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、10ページの議案第41号をお願いいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

11ページ、番号47の和田町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

13番 (石橋委員)

47番の説明をします。

47番の場所は、現地確認をいちばん最初にした、外浜道路に面したところで、申請者は議案のとおりです。申請地は、和田町にある畑で、面積は429㎡です。

申請者は、申請地の隣に自宅を構えておられますが、庭と駐車場が狭いため、自家用・来客用合計5台分の駐車場と庭の拡張を計画したものです。実行組合の同意、土地改良区の同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する10ha未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。それと地元和田の安達委員さんからもよろしくという連絡がありました。

議長 (松原委員)

ただ今、番号47の和田町について地元委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号48の石井について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

3番 (松林委員)

申請者は議案のとおりです。立札は、確認したところ立ててありました。これは、お母さんから子供さんが土地を借りて、現在、皆生のアパートに住んでいますが、将来のことを考えて住宅を計画しておられまして、石井のところの要害の土地区画整理された団地がありますがその一部です。実行組合の同意もあります。

申請地は、上下水道が完備された道路に面し、500m以内に医療施設、公共施設がある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（松原委員）

ただ今、番号48の石井について地元委員より説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、11ページ、番号49の二本木についてですが、私が地元委員として説明いたしますので議長を交代いたします。

（議長交代・・・部会長から竹谷部会長職務代理へ）

議長（竹谷委員）

交代せよということですので、やらせてもらいます。二本木について、地元委員さんの説明をお願いいたします。

17番（松原委員）

現地を2番目に見たところ。申請者は、譲渡人が〇〇さん、淀江町佐陀、譲受人が有限会社枳口工事で資材を置く目的で賃貸でやられます。地元の同意もあります。問題ないのでよろしくお願いします。

議長（竹谷委員）

ただいま番号49、二本木について説明がありました。ご意見、ご質問等ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（竹谷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

そういたしますと、議長を交代いたします。

(議 長 交 代 ・ ・ 竹 谷 部 会 長 職 務 代 理 から 松 原 部 会 長 へ)

議長 (松原委員)

続きまして、番号50の淀江町西原について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

9番 (藤本委員)

50番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、淀江町西原にある畑で、面積は221㎡です。これは、最後に現地調査をしたところです。申請者は、観音寺のアパートに家族4名で暮らしてありますが、アパートが手狭になってきたことから、祖父の土地を借りて、自己用の住宅を建築しようとして計画したものです。実行組合の同意、土地改良区の同意もあります。

申請地は、上下水道が完備された道路に面し、500m以内に医療施設、教育施設がある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われるのでよろしくお願いします。

議長 (松原委員)

ただ今、番号50について地元委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、12ページ、議案第42号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画(案)について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

13ページに利用集積計画総括表がございます。今月は転貸を除く利用権設定が51件、所有権移転が1件ございます。

そうします、番号12-1から30ページ番号12-51までを一括して審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大許係長）

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。

今月は、田に関するものが、77筆 109,950 m²、畑に関するものが、99筆 76,608 m²、ございます。

番号 12-1 から番号 12-2 は、再設定でございます。

番号 12-3 から番号 12-4 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、162 a となっております。

番号 12-5 は、再設定となっております。

番号 12-6 から番号 12-10 は、借人の規模拡大による設定となっており、設定後の経営面積は、3973 a となっております。

番号 12-11 は、貸人の病気等での労力不足による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、375 a となっております。

番号 12-12 から番号 12-13 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、200 a となっております。

番号 12-14 から番号 12-16 までは、再設定でございます。

番号 12-17 から番号 12-21 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、583 a となっております。

番号 12-22 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、85 a となっております。

番号 12-23 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、447 a となっております。

番号 12-24 から番号 12-25 までは、再設定でございます。

番号 12-26 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、265 a となっております。

番号 12-27 から番号 12-28 までは、再設定でございます。

番号 12-29 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、405 a となっております。

番号 12-30 から番号 12-31 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、405 a となっております。

番号 12-32 は、貸人の耕作不便等による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、405 a となっております。

番号 12-33 から番号 12-34 までは、再設定でございます。

番号 12-35 は、経営移譲年金受給のための設定となっており、世帯内の貸借です。経営面積は、82 a となっております。

番号 12-36 は、再設定でございます。

番号 12-37 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、291 a となっております。

番号 12-38 は、貸人の耕作不便等による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、373 a となっております。

番号 12-39 は、貸人の病気等での労力不足による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、83 a となっております。

番号 12-40 は、経営移譲年金受給のための設定となっており、世帯内の貸借です。経営面積は、100 a となっております。

番号 12-41 は、経営移譲年金受給のための設定となっており、世帯内の貸借です。経営面積は、128 a となっております。

番号 12-42 は、経営移譲年金受給のための設定となっており、世帯内の貸借です。経営面積は、96 a となっております。

番号 12-43 は、経営移譲年金受給のための設定となっており、世帯内の貸借です。経営面積は、79 a となっております。

番号 12-44 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、161 a となっております。

番号 12-45 は、貸人の病気等での労力不足による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、161 a となっております。

番号 12-46 は、経営移譲年金受給のための設定となっており、世帯内の貸借です。経営面積は、149 a となっております。

番号 12-47 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、186 a となっております。

番号 12-48 から番号 12-49 は、再設定でございます。

番号 12-50 は、経営移譲年金受給のための設定となっており、世帯内の貸借です。経営面積は、177 a となっております。

番号 12-51 は、鳥取西部農協が行っている農地利用集積円滑化事業による貸借で、農協が貸人より白紙の委任状を受けて契約したものです。借り人の設定後の経営面積は、155 a となっております。以上です。

議長（松原委員）

ただ今、事務局から番号 12-1 から番号 12-51 まで説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

16 番（高西委員）

12-51、これは賃料、49.90 となっているが、どういうことだ。

事務局（大許係長）

これは、この筆全体でたとえば 140 キログラムとなっており、これを 10 a に割り戻すとこういう数字になるのだと思います。

議長（松原委員）

ほかに何かありますか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

異議がないようですので、決定いたします。次に32ページ、所有権移転各筆明細について審議をいたします。

事務局 (大許係長)

12-1 について、説明いたします。財団法人 鳥取県農業農村担い手育成機構が農地保有合理化事業により所有し、貸し付けていた農地を売り渡すものです。譲受人の経営面積は、1,023 a となっております。以上です。

議長 (松原委員)

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

異議がないようですので、決定いたします。

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

34ページ、(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号23から番号25までの3件を受理しております。

続きまして、35ページ、(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号51から番号52までの2件を受理しております。

続きまして、36ページ(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について番号17から番号25までの9件を受理しております。

続きまして、38ページ(4) 非農地現況証明について、番号14から番号16までの3件を証明しております。

続きまして、39ページ、(5) 農地転用現況確認書交付について番号21から番号24までの4件を交付しております。続きまして、県農業会議 会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

そういたしますと、報告いたします。先月、審議いただきました4条佐陀の住宅1件、5条彦名、河岡の住宅2件、すべて諮

問どおり許可になりました。県農業会議の会長からT P P反対の署名を県下全農業委員会からいただいたが、残念ながら協定に参加するという結果になってしまい残念だということが、県の会長よりありました。以上です。

議長（松原委員）

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。ないようですので、それでは、事務局から連絡事項があれば説明してください。

事務局（大許係長）

お手元の連絡事項をご覧ください。2の農業委員会委員選挙人名簿登載申請書についてです。毎年1月1日を基準日として、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書を農業委員会に提出することになっております。その審査のための合同部会を1月31日の午前中に予定しておりますのでよろしくお願いします。別途文書は出させていただきます。

次に3の平成24年農作業労働標準賃金についてです。農作業労働標準賃金の希望額調査を1月部会でお願いする予定としております。調査票は1月部会で配布します。なお、労働標準賃金協議会の開催は3月の農政振興部会終了後に開催予定です。

次に配布資料ですが、農業会議資料として、「新規就農、農地集積に関する施策(資料1-1)」、「T P Pをめぐる当面の組織対応について(資料2)」、「農地転用申請に係る手続の法令順守について」をお配りしております。あと、農業委員手帳、とっとり農業会議情報第16号、全国農業新聞カレンダーも置いておりますのでよろしくお願いします。以上です。

議長（松原委員）

これを持ちまして、第81回農地部会を終了します。

閉 会 午後4時5分